

指定管理者一覧(平成29年12月市議会定例会指定)

番号	施設の名称	新規 /更新	指定管理者となる団体	指定の期間			公募 /非公募	非公募の適用基準(※)	担当課	
1	上田市つむぎの家	更新	社会福祉法人 上田しいのみ会	H30.4.1	～	H33.3.31	3年間	非公募	2(4)	障がい者支援課
2	上田道と川の駅交流センター		上田道と川の駅おとぎの里			H35.3.31	5年間		1	
3	半過公園		上田道と川の駅おとぎの里						1	

(※)非公募の適用基準

条例及び指針に規定する公募に適さないと認められる場合の具体的事例として、公募の効果である経済合理性以上に、次に掲げる政策目的等を重視すべき施設を基準とする。

1 地域コミュニティの活性化を目的とした施設

地域住民の交流等による地域の活性化や地域自治の振興を目的とする施設(地域密着型施設)であり、地域住民団体が管理運営を主体的に担うことで施設効用の発揮につながるもの

2 設置目的や設置経過等から競争になじまない施設

- (1)設置目的:特定団体が管理・運営することで施設の設置目的が効果的に発揮できる施設
- (2)設置経過:特定団体が関与することで設置に至った施設
- (3)利用状況:施設利用者が特定・限定されるなどの面から管理者の継続性を重視すべき施設
- (4)専門性:事業内容が特に専門性を有する施設